

COPY



JCSS
JCSS 0124

総数 5 頁の 1 頁

校正証明書番号 第 T24021903 号

校正証明書

依頼者名	一般財団法人 建材試験センター 工事材料試験所 船橋試験室
依頼者住所	千葉県船橋市藤原3丁目18番26号
校正実施場所	千葉県船橋市藤原3丁目18番26号
計量器の名称	一般財団法人 建材試験センター 工事材料試験所 船橋試験室 一軸試験機
型式	油圧式 5段切換 型式 MR-50-ACT/MS-PD 堅型
能力	引張・圧縮：500 kN
製造番号	7321
製造年月	1988年2月
製造者名	株式会社前川試験機製作所
力指示計	アナログ表示(目盛板と指針)
校正レンジ	500 kN (250 kN, 100 kN, 50 kN, 25 kN)
校正方法	JIS B 7721-2018 による
実施条件	2 頁のとおり
トランスファ標準器	3 頁のとおり
校正結果	4 頁～5 頁のとおり
受付年月日	2024年 2月 1日
校正年月日	2024年 2月 14日

校正結果は以上のとおりであることを証明する

2024年 2月 19日

東京都大田区大森南2丁目16番1号

株式会社 前川試験機製作所

大森事業所 校正室

校正証明書発行責任者 前川 徳太郎



- この証明書は計量法第144条(第1項)に基づくものであり、特定標準器(国家標準)にトレーサブルな標準器により校正した結果を示すものです。認定シンボルは、校正した結果の国家標準へのトレーサビリティの証拠です。発行機関の書面による承認なしにこの証明書の一部分のみを複製して用いることは禁じられています。
- この証明書を発行した事業者は、JIS Q 17025:2018 (ISO/IEC 17025:2017) に適合しています。
- この証明書は、ILAC (国際試験所認定協力機構)及びAPAC(アジア太平洋試験所認定協力機構)のMRA(相互承認)に加盟している IA JAPANに認定された校正機関によって発行されます。この校正結果はILAC/APACのMRAを通じて、国際的に受け入れが可能です。

COPY

校正の実施条件

- 1) 一軸試験機の校正は、3 頁に記載した圧縮用力計をトランスファ標準器として用い、一軸試験機の力伝達系を含む力測定系全体に圧縮力を作用させて実施した。
- 2) 予備負荷の回数は、3 回である。
- 3) 力計の位置を変更せず実施した。
- 4) 校正を行う最少レンジでは、ピストン位置を有効ストロークの 20 %、40 %、60 % に変更して実施した。
- 5) 予備負荷及び各負荷サイクル間の待機時間は 300 秒以内である。
- 6) 力指示値の測定は、負荷が校正力に達すると同時に行った。
- 7) 本試験及び校正に必要な機器等は、校正を始める 1 時間前からすべての校正が終了するまで連続して通電が行われた。
- 8) 付属品の評価は最小レンジにおいて実施した。
- 9) 校正実施場所の温度は 19.5 °C ~ 20.8 °C であり、各測定シリーズにおける温度変動は 2 °C 以内であった。湿度は 11 % ~ 22 %、気圧は 1018 hPa ~ 1019 hPa であった。
- 1 0) 目視検査・一般検査において異常は認められなかった。
- 1 1) 4~5 頁に示す校正結果は、引張力においてそのまま適用できる。

COPY



JCSS

JCSS 0124

総数 5 頁の 3 頁
校正証明書番号 第 T24021903 号

校正に使用したトランスファ標準器

管 理 番 号	TR-21
名称及び器物番号	環状ばね型力計 : 6072
校正証明書番号	KE23TT-0285
型式及び定格容量	LD-5D 圧縮力 : 50 kN
指示計型式及び番号	デジタル : 03592
不確かさ及び等級	5 kN ~ 50 kN 1 級 相対拡張不確かさ 0.14 % 10 kN ~ 50 kN 0.5 級 相対拡張不確かさ 0.089 %
校 正 温 度	22.9 °C ±1 °C
校 正 実 施 日	2023 年 5 月 19 日
内挿校正式の有無	あり
管 理 番 号	TR-22
名称及び器物番号	環状ばね型力計 : 3138
校正証明書番号	F23030901
型式及び定格容量	LD-10D 圧縮力 : 100 kN
指示計型式及び番号	デジタル : 02732
不確かさ及び等級	10 kN ~ 100 kN 1 級 相対拡張不確かさ 0.096 %
校 正 温 度	24 °C ±1 °C
校 正 実 施 日	2023 年 3 月 9 日
内挿校正式の有無	あり
管 理 番 号	TR-63
名称及び器物番号	環状ばね型力計 : 7250
校正証明書番号	F22101301
型式及び定格容量	LD-50D 圧縮力 : 500 kN
指示計型式及び番号	デジタル : 03538
不確かさ及び等級	50 kN ~ 500 kN 1 級 相対拡張不確かさ 0.15 %
校 正 温 度	21 °C ±1 °C
校 正 実 施 日	2022 年 10 月 13 日
内挿校正式の有無	あり

COPY

校正結果

校正を行った力指示計: 定格容量 引張・圧縮 : 500 kN 型式記号: MR-50-ACT/MS-PD

校正力の方向: 圧縮力

1. レンジ容量 25 kN 等級 : 1 級

力 (kN)	相対偏差 指示誤差(%) q	拡張不確 かさ(±%) U	相対誤差(%)			相対分解能 (%) a	トランスファ 標準器 管理番号
			繰返性 b	往復 v	零誤差 f_0		
5	0.28	0.28	0.18	----	0.00	0.25	TR-21
10	0.09	0.28	0.29	----	0.00	0.13	TR-21
15	-0.11	0.28	0.08	----	0.00	0.08	TR-21
20	-0.22	0.28	0.15	----	0.00	0.06	TR-21
25	-0.33	0.28	0.17	----	0.00	0.05	TR-21

2. レンジ容量 50 kN 等級 : 0.5 級

力 (kN)	相対偏差 指示誤差(%) q	拡張不確 かさ(±%) U	相対誤差(%)			相対分解能 (%) a	トランスファ 標準器 管理番号
			繰返性 b	往復 v	零誤差 f_0		
10	0.05	0.28	0.05	----	0.00	0.25	TR-21
20	0.11	0.28	0.07	----	0.00	0.13	TR-21
30	0.14	0.28	0.06	----	0.00	0.08	TR-21
40	0.19	0.28	0.08	----	0.00	0.06	TR-21
50	0.22	0.28	0.09	----	0.00	0.05	TR-21

3. レンジ容量 100 kN 等級 : 1 級

力 (kN)	相対偏差 指示誤差(%) q	拡張不確 かさ(±%) U	相対誤差(%)			相対分解能 (%) a	トランスファ 標準器 管理番号
			繰返性 b	往復 v	零誤差 f_0		
20	-0.07	0.28	0.24	----	0.00	0.25	TR-22
40	-0.07	0.28	0.16	----	0.00	0.13	TR-22
60	0.13	0.28	0.08	----	0.00	0.08	TR-22
80	0.34	0.28	0.12	----	0.00	0.06	TR-22
100	0.27	0.28	0.07	----	0.00	0.05	TR-22

校正結果

4. レンジ容量 250 kN 等級：1 級

力 (kN)	相対偏差 指示誤差(%) q	拡張不確 かさ(±%) U	相対誤差(%)			相対分解能 (%) a	トランスファ 標準器 管理番号
			繰返性 b	往復 v	零誤差 f_0		
50	-0.30	0.29	0.20	-----	0.00	0.25	TR-63
100	-0.07	0.28	0.05	-----	0.00	0.13	TR-63
150	0.25	0.28	0.07	-----	0.00	0.08	TR-63
200	0.38	0.28	0.05	-----	0.00	0.06	TR-63
250	0.29	0.28	0.01	-----	0.00	0.05	TR-63

5. レンジ容量 500 kN 等級：1 級

力 (kN)	相対偏差 指示誤差(%) q	拡張不確 かさ(±%) U	相対誤差(%)			相対分解能 (%) a	トランスファ 標準器 管理番号
			繰返性 b	往復 v	零誤差 f_0		
100	0.06	0.28	0.19	-----	0.00	0.25	TR-63
200	-0.08	0.28	0.17	-----	0.00	0.13	TR-63
300	-0.06	0.28	0.11	-----	0.00	0.08	TR-63
400	0.12	0.28	0.06	-----	0.00	0.06	TR-63
500	0.13	0.28	0.10	-----	0.00	0.05	TR-63

- 1). 上記拡張不確かさは信頼水準約 95 %に相当し、包含係数 k は 2である。
- 2). 拡張不確かさはJCG204S21 JCSS不確かさの見積もりガイドに従って算出した。
- 3). 相対誤差の決定は、JIS B 7721 : 2018の 6.4.5項及び6.5項、相対分解能の決定は同 6.2項及び 6.3項、等級分類の判定基準は同 6.4.6項、7項による。

以下余白